【論 文】

監査風土に基づく監査手続に関する考察

柴用英樹

目 次

- I はじめに
- Ⅱ 米国の監査風土の特徴
- Ⅲ 日本の監査風土の特徴
- IV 現代監査手法の本質
- V 非訴訟社会における監査手法
- VI むすびとして

I はじめに

日本の監査風土と米国の監査風土は、様々な点で明らかに異なっている。ところが監査手続は両国で全く同じ方法が実施されている。この点に関して筆者は従来、あまり疑問に思ってこなかった。なぜなら、会計監査に関しては、米国が非常に監査制度が進んだ国として世界中から認識されているからである。また、監査手続はテクニック的な色彩が強く、新しい監査手法の導入した方が日本での監査もより良くなると考えていたからである。そこで監査先進国である米国で開発された監査手続であるならば、日本企業の会計監査に米国流の監査手続を積極的に導入・使用することはむしろ当然ではないかと考えていたのである。しかし、以下で記述するように両国の監査風土が非常に異なっており、欧米から日本を見た時に文化的にあべこべ(topsy-turvy)の国といわれることがある¹。そうしたあべこべの国である日本でアメリカ式の監査手続をそのまま使うことが本当に適合しているのであろうかという疑問を持つようになってきた。そこでこの小稿では、日本の監査風土に適合した監査手続というものは存在するのか、そしてもし存在する場合には、日本企業の監査に導入することが望ましいのかについて検討してみたい。

まず監査風土に基づく監査手続を考察するために、その土台ともいえる監査先進国である米国の

¹ 遠山他 (2009)、241頁。遠山は「日本文化/社会がヨーロッパとは「あべこべ (topsy-turvy) であると最初 に言及したのは、イエズス会盲教師ルイス・フロイス (ポルトガル人) である | と言及している。

監査風土と監査後進国²といえる日本の監査風土の相違点について考えてみたい。監査風土とは、人々や組織あるいは国民、国家がおかれた経済・経営環境の中から長い間にわたり醸成されてきた 監査に対する思考習慣や思考様式のことである³。

米国の監査風土は、監査の本場であるアングロ・サクソン的な徹底的に厳格な監査を実施する。 米国の経営風土は、企業性悪説に基づいており、外部監査による財務諸表監査は、財務諸表の適正 成を保証するという実務上の必要性から生まれたものである。すなわち、監査慣行として自然発生 的に生じたことに注目する必要がある⁴。

一方、日本の監査風土は米国から第二次世界大戦後に直輸入された監査制度をお上(かみ)から実施されたものであり、日本ではもともと公認会計士による外部監査がそれ以前に実施されてこなかったといえよう。つまり、官主導による統制的な役割を担ってできたものである。もっといえば、日本政府が自国の再建の必要性からつくったものではない。第二次世界大戦後、日本を文民統治してきたGHQ⁵(連合国総司令部)が日本を当時成立したソビエト連邦や中華人民共和国などの社会主義、共産主義の防波堤にするために、特に米国の意図に従って制度化されたものである。このように日本の監査風土は監査慣習として発展してきたものではなく、日本の市場経済において自然発生的に監査の必要性があって監査制度が導入されたというよりも、米国で発達・確立した証券取引法監査制度は日本を資本主義化するために無理矢理に植えつけた制度であるといえよう。しかし、日本企業は公認会計士制度の導入当時、資金調達に関して米国企業のように直接金融に依存しておらずメインバンク制をとっており、メインバンクから資金調達を行う間接金融が中心だった。銀行が企業を支配している状況だったのである。そしてこうした間接金融を中心とした状況が昭和50年代後半まで続いていたのである。そのため証券市場の番人である公認会計士の活躍の場はあまり与えられてこなかったといえよう。このように公認会計士制度は、第二次世界大戦後に導入されたが長い間、投資家、株主のために有効に機能してこなかったといえよう。

² いまだに公認会計士を計理士という人が多くおり、また税理士と公認会計士との相違も十分に日本社会で一般に認識されていないことから、日本が監査後進国といっても間違いないだろう。監査の必要性についても日本人は認識が不足していると思える。

³ 柴田 (2011)、16頁。

⁴ もともとは英国の勅許会計士による会社法に基づく監査が当時(1880年代~1900年代)、経済発達が著しい米国において出張監査するようになったが、その後、貸借対照表監査(1910年代~1920年代)、証券取引法監査(1930年代~)へと独自に発展していった。貸借対照表監査と証券取引法監査との間には、1929年に起こった世界大恐慌があったことは認識しておかなければならない。

⁵ General Headquartersの略であり、連合国総司令官総司令部を意味する。1945年にアメリカ政府が設置した対日本占領政策の実施機関であり、1953年にサンフランシスコ講和条約が発効されて、廃止されるまで日本を支配した。

Ⅱ 米国の監査風土の特徴

米国の監査は、英国の監査にその起源がある。近代監査の発祥の地は、英国であるといえよう。 英国における会社法において、勅許会計士⁶による監査が義務付けられた。勅許会計士は、英国に おいて職業的専門家として成立した。

A.C. リトルトン、V.K. ジンマーマンは、英国の監査と米国の監査を次のように述べている7。

「ある意味では、アメリカは、会計と監査の両者をイギリスから受け継いだ。しかしながら、 その遺産は、変わらずに長期間残存してはいなかった。財務諸表の雛形と監査手続の両者は、 合衆国における現存の諸条件と信念を反映している地方的色彩を呈した。」

A.C. リトルトン、V.K. ジンマーマンは、米国における監査が最初の段階では英国のものとほとんど変わらなかったが、金融機関の要請から徐々に変化していったことを指摘している⁸。また、米国における監査が初期の段階では、当時の英国と同様に精査(精密監査)が実施されたことについて、次のように記述している。

「イギリスと合衆国において現われた会計についての専門的なある種の側面は、変化を伴う継続性についての一つのすぐれた事例を提供する。財務諸表の若干の特徴と監査機能の若干の側面は、ほとんど変動することなく大西洋を越えて移動した。その他のものは、地方的な諸条件や意図に適合するように明確に修正された。

財務諸表は、両方の国において資本・利益会計の諸記録からの要約であったし、これらの要約は、利害関係をもつ外部当事者に企業情報を伝達した。また、継続性は、双方の国における監査が独立した第三者による熟練した精査(監査)を使用したということ、および利害関係者の保護が主要な監査動機であったことを立証している。

変化は、現在の債務が満期になると同時にそれを支払う企業能力を報告することがアメリカ 式財務諸表と監査の焦点となったという事実から明らかである。|

日本の監査風土と米国の監査風土とを比較し、3つの視点からまとめたものが図表1である。そこでまず、図表1の右側を見ていただきたい。ここでは米国の監査風土についての特徴を次の3つにまとめている。

⁶ 英国には公認会計士団体が複数存在するが、スコットランド、イングランド及びウェールズ、並びにアイルランドの3つの勅許会計士協会から別々に授与される勅許会計士資格を総称した呼称を勅許会計士という。

⁷ A.C.リトルトン、V.K.ジンマーマン(上田雅通訳)(1976)、132頁。

⁸ A.C. リトルトン、V.K. ジンマーマン (上田雅通訳) (1976)、147頁。

図表 1 日本の監査風土と米国の監査風土

	日本の監査風土	米国の監査風土
企業と監査法人	支配従属関係	対等関係
監査法人内	徒弟制度的	透明性のある評価システム
監査手法	漢方医的 (ぬるま湯監査)	外科医的 (厳格監査)

(出典:柴田英樹『粉飾の監査風土 - なぜ、粉飾決算はなくならないか』プログレス、2007年7月、111~113頁及び115~116頁)

第一は、企業と監査人との関係である。米国では両者の関係が対等関係になっている。どちらか 一方が他方を支配従属させるのではなく、お互いの立場が尊重され、対等に発言しあう関係であ る。企業から監査報酬の支払いを受けながら、対等の関係は成立しないという考えもあるが、監査 人は会計監査のプロ(会計専門家)であり、また企業との間に独立性(精神的独立性と経済的独立 性)も保持されている。したがって、監査人が対等の立場で物事を考察し、被監査会社の会計監査 を実施することはむしろ当然といわなければならない。ただし、企業の役員や経理担当者と監査法 人に所属する監査人との人間関係は、親密になることは少ないため、他の監査法人が監査報酬をダ ンピングしてきた場合には、企業はその他の監査法人に監査の依頼先を変更してしまうことになる。 第二は、監査事務所内の人間関係である。上司は部下の能力を監査プロジェクト終了ごとに厳格 に査定する。しかも上司は監査プロジェクトごとに異なるので、色々な上司からの査定を受けるこ とになる。もし甘い査定をすれば、社会から監査事務所の信頼はなくなり、最終的に監査事務所の 評判は地に落ちてしまうからである。厳格で透明性のある評価システムにすれば、部下も甘えを捨 てて監査を懸命に実施することにつながる。もしそうしなければ、解雇されることは一般的だから である。また、米国では、毎期、監査事務所に勤務する採用から一年たったジュニア(新人の監査 人) を翌期の新人採用時期になると、大量に解雇することが通常である。これは大学卒業予定の優 秀な新人を多数、採用するための措置である。

第三は、監査手法としては、外科医的な手法となる。一番問題となっている箇所を探り当て、その問題部分を徹底的に除去するからである。現在のビジネス・リスクアプローチ監査がそれを十分に行っているかは議論の分かれるところである。企業をビジネスの観点からリスクを把握し、リスクの高い項目を選択し、そのリスクを評価し、大きなリスクを除去する手法である。また、外科医的な手法は、厳格監査と呼びかえることができる。

このような米国の監査風土と根本的に異なる日本の監査風土については、次節において展開する。

Ⅲ 日本の監査風土の特徴

図表1の真ん中に日本の監査風土の特徴と考えられる3点をまとめてみた。

第一は、日本の監査風土の特徴が対等関係ではなく、支配従属関係である点である。監査人は被 監査会社にその収入の多くを依存しており、どのクライアント(被監査会社)の監査を行っている かによって、その監査法人の収益力が根本的に異なっている。

例えば、ある大手監査法人はある特定の財閥系の系列会社の監査の多くを担当している(図表2を参照のこと)。これらの系列グループ会社が、他社をグループ企業内に買収・合併(M&A)すれば、その大手監査法人は新しく買収した会社の会計監査を依頼されるという関係が成立していることになる⁹。つまり、その監査法人の監査責任者は経営努力をほとんどすることなく、タナボタ式にクライアントが増加することになる。企業の経営が順調に行き、系列グループ会社が大きくなればなるほどこの傾向は強まることになる。ということは、その監査法人は被監査会社と監査上で意見の対立が顕在化することはまずないと考えられる。ある意味で系列グループ会社に支配される構造がその監査法人には存在することになる。もしクライアントが行っている会計処理と監査法人が主張する会計処理とが異なっていても、監査法人はできるだけクライアントの会計処理に沿う形で対処してきた。そして何年間かで監査法人の会計処理に修正するように指導してきたのである。多くの場合には、クライアントの業績が向上するのを待って、業績の良くなった時に監査法人が勧める会計処理にクライアントの会計処理を修正してきたのである。そのため、日本の監査法人の指導的なやり方は、第三の特徴である漢方医的な手法につながっている。

第二は、監査法人内の人間関係である。以前から監査法人は相撲部屋によく例えられてきた。つまり、大手監査法人を例にとると、監査法人内の各部門は通常、100名程度から数百名単位である場合、数名から十数名の代表社員(監査法人への出資者)、数名からから十数名の社員(監査法人への出資者)、マネジャー、シニア(ベテラン公認会計士)、ジュニア(公認会計士試験合格者)から成り立っており、代表社員の中でも最も権限を持っている会計士が相撲部屋の親方のような役割を果たしているからである。この親方である代表社員に気に入られないとその部門内で出世することはなく、飼い殺しとなる運命になっていた。なぜなら部門間の移動は、以前はほとんど不可能だったからである。米国であれば、監査人は能力がないと上司から査定されると即座に解雇される。米国では能力がないとされた監査人は当該監査事務所には必要ないと判断され、迅速にリストラされることになるが、日本では能力がないとされた監査人が自分たちの部門内に存在していることは自部門の恥になるため、その事実を他部門に認識されたくない。そこで当該監査人は部門移動にならずに飼い殺し状態にされることになる。

 $^{^9}$ 伊藤(2012)、19頁。ジャーナリストの伊藤は「あずさは三井住友、新日本はみずほ、トーマツは三菱東京 UFJ の監査を担当しており、担当先のメガバンクルートは極めて重要な営業チャネルになっている。」と述べて いる。

第三は、漢方医的な監査手法についてである。監査人は激しく問題点を指摘し、不適正意見を表明するのではなく、問題点の是正を指導することが重要な役割だったのである。監査上で会計処理上の問題が発見された場合に即座にその会計年度で対応するものではなく、数期間に亘り徐々に修正したり、あるいはクライアントの経済状況の悪い時には発見された問題点を何ら修正せず、経済状況が良くなった時に問題点を修正するケースが少なくない。また、漢方医的な手法は、ぬるま湯監査ないしは馴れ合い監査と呼びかえることができる。つまり、外科医的に患部を除去するのではなく、徐々に体質改善していけば良いという考え方なのである。

日本は企業性善説を前提としているので、企業性悪説を前提に展開される監査手法であるリスクアプローチ監査は日本の経済社会に適合しているのか再検討する必要がある。

図表 2 日本の監査法人と系列企業

監査法人名	銀行・証券・商社系列企業	メーカー系列企業
新日本有限責任監査法人	みずほファイナンシャルグ ループ、丸紅、野村ホールディ ングス	日産自動車、東芝、日立製作所、キャノン、三菱自動車工業、三菱重工業、三菱ケミカルホールディングス、富士通、古河電気工業、東レ、オリンパス、いすず自動車、王子製紙、エルピーダメモリ、JFE、セイコーエプソン、田辺三菱製薬、富士フィルムホールディングス
有限責任監査法人トーマツ	三菱東京UFJ銀行、新生銀行、中央三井トラスト・ホールディングス、りそなホールディングス、三菱商事、三井物産、伊藤忠商事、あおぞら銀行、横浜銀行	クボタ、JT、パイオニア、HOYA、パナソニック電工、オムロン、住生活グループ、 花王、エーザイ、ブリヂストン
有限責任あずさ監査法人	三井住友ファイナンシャルグ ループ、住友信託銀行、住友 商事、大和証券グループ本社、 双日	本田技研工業、パナソニック、新日本製鐵、小松製作所、住友化学、三洋電機、日本電気、川崎重工業、資生堂、住友重機械工業、セガサミーホールディングス、TDK、武田薬品工業、三菱電機、神戸製鋼所、シャープ、第一三共、帝人、マツダ、アサヒビール、キリンビール
あらた監査法人	東京スター銀行、豊田通商、 兼松、松井証券	トヨタ自動車、ソニー、旭化成、日野自動 車、クラレ、ダイハツ工業、アイシン精機、 大正製薬、フジクラ、豊田自動織機

(出典:『上場企業 監査人・監査報酬白書 2010年度版』を参考に筆者が作成)

(注) 財閥系の企業を中心に監査報酬が高い系列企業をそれぞれの主要クライアントとしてまとめたものである。これを見ると、新日本は三菱財閥系列や古河財閥系列が多いことがわかる。みずほファイナンシャルグループや野村ホールディングスも新日本はクライアントにしている。トーマツは三菱東京UFJ銀行をおさえており、さらに大手商社(三菱商事、三井物産、伊藤忠商事)をクライア

ントにしている。また、あずさは住友財閥を多くクライアントとしながらも、新日鉄グループやパナソニックグループ(三洋電機、パナソニック電工など)をおさえており、三菱グループ(三菱電機やキリンビールなど)もメーカーを中心にクライアントとしている。このように新日鉄やパナソニックが主要クライアントをしている理由は、みすず監査法人が解散したことからクライアントをして獲得できたためである。さらにあらたはプライスウォーターハウス・クーパーズの日本支店的な側面を持っているが、トヨタグループ(ダイハツ工業、日野自動車、アイシン精機、豊田自動織機など)やソニーグループを顧客としていることがわかる。ソニーはM&Aなどにより1,200社以上の子会社を持っている。しかし、あらたは都市銀行をクライアントにしておらず、銀行からクライアントを紹介される機会はほとんどないといえよう。

Ⅳ 現代監査手法の本質

現代監査手法の本質は、米国でも日本でもリスクアプローチ監査である。これは訴訟社会のアメリカで導入されたものを日本に直輸入したのである 10 。つまり、企業性悪説を前提とした監査手法である。

日本の監査法人は欧米の大手監査事務所と提携関係を持っている(図表3を参照のこと)。そして日本の監査法人は米国ないしは欧州で独自に開発し、マニュアル化されたリスクアプローチ監査を実施している。このように日本の監査法人が提携している米国を中心に開発されたリスクアプローチ監査を導入しているのは、提携先のリスクアプローチ監査を導入しなければ、監査訴訟に負けても提携先の監査事務所は資金の援助してくれないからである。しかし、日本の監査法人が彼らの開発したリスクアプローチ監査を実施していたのであれば、訴訟に負けてもその米国の監査事務所が加入している損害保険から支払われることになる。したがって、日本の監査法人は提携先の監査事務所の開発したリスクアプローチ監査を使用することになる。

日本の監査法人はアメリカの大手監査事務所と提携していることは前述した通りである。この提携の理由について考察してみよう。多くの日本企業は海外に進出しており、日本の監査法人は、これらの海外子会社を監査するためには、(1)自前で監査事務所をクライアントの海外子会社が進出している国に独自に開業し、それらの子会社の監査を実施するか、あるいは(2)海外の大手監査事務所と提携し、その監査事務所に海外子会社の監査を依頼するかの二通りの方法しかない。二通りの方法があるに関わらず、すべての日本の監査法人は後者の提携先の監査事務所に監査を依頼する方法を取っている。この理由は前者のように自前で海外に進出するのは資金が多くかかり、また有用な人材も確保することが困難なことが多いからである。それに比べて提携先の監査事務所に依頼する方法は、提携先にインターネットを通じて監査を依頼すれば即座に日本の監査法人の依頼を実行してくれることが可能になる。しかも日本の監査法人は自前で海外に進出し、開業する場合に負担する時に発生する資金はほとんどいらない。そこで後者の方法を選択する日本の監査法人が現在

¹⁰ 守屋(2012)、20頁。1991年(平成3年)の監査基準の改訂でリスクアプローチ監査は日本に導入された。

では100%である。これは資金負担が安く済み、人材確保が容易であり、経済的な観点や事務処理 軽減の観点からは当然の選択かもしれない。しかし、日本の監査法人にとって、米国で新しい監査 手法が導入されたら、日本でも同様の監査手法を100%採用しなければならないことと、日本の監 査法人から生じた利益から米国の監査事務所に情報等の提供料や米国の監査事務所グループの加盟 料や毎年のロイヤリティを支払うことなど経済的な負担が少なからず発生することを忘れてはなら ない。さらにアーサー・アンダーセンが崩壊した時のように粉飾事件に巻き込まれれば提携先の監 査事務所がつぶれることもあり、そうした時にはクライアントの流出を防ぐために早急な対応処理 をしなければならず、日本の監査法人の負担は大変に大きくなる場合もありうる。

日本の監査法人は、米国で各監査事務所が独自に開発し、作成されたリスクアプローチ監査を導入している。これは米国の監査事務所と提携している日本の監査法人は、リスクアプローチ監査を導入していなければ、損害を受けた投資家が訴訟を提訴し、その裁判に日本の監査法人が負けた場合に、提携先の米国の監査事務所は何ら負担してくれることはないからである。しかし、逆にいえば、もし米国の監査事務所が開発したリスクアプローチ監査を日本の監査法人が採用していた場合には、米国の監査事務所が入っている損害賠償保険を使い、日本の監査法人の受けた損害を補填してくれることになるからである。

訴訟に勝つ監査は、日本の会計監査に適合するのであろうか。そこで日本のような非訴訟社会に 適合する監査とは何かについて、次節において検討してみよう。

日本の大手監査法人	欧米の大手監査事務所
新日本有限責任監査法人	E&Y (アーンスト・アンド・ヤング)
有限責任監査法人トーマツ	DTT (デロイト・トウシュ・トーマツ)
有限責任あずさ監査法人	KPMG(ケーピーエムジー)
あらた監査法人	PwC(プライスウォーターハウス・クーパーズ)

図表 3 日本の大手監査法人と欧米の大手監査事務所との提携

(出典:柴田英樹『粉飾の監査風土 - なぜ、粉飾決算はなくならないか』プログレス、2007年7月、99頁)

(注)中央青山監査法人から分離した監査法人としては、あらたの他に京都監査法人があるが、京都監査法人はみすず監査法人(みすず監査法人は2006年9月から中央青山監査法人が社名変更した監査法人である)の京都事務所が独立したといえる。任天堂や京セラを主たるクライアントとしている。京都監査法人はプライスウォーターハウス・クーパーズと提携しており、プライスウォーターハウス・クーパーズは提携先を日本にあらたと京都の2社持っている。このように新たに監査法人を創立し、みすずのクライアントや監査人の一部を受け入れた例があるが、みすずの大部分のクライアントや監査人は大手監査法人の新日本、トーマツ、あずさに吸収された。

中央青山監査法人はカネボウ粉飾事件に関与していたことから、金融庁から2ヶ月間の業務停止命令(2006年7~8月)を受け、2006年9月1日からみすず監査法人に社名変更して、再起を誓っていた。しかし、クライアントである日興コーディアル・グループの粉飾決算問題についてマスコミが騒ぎ出したため、みすず監査法人の経営トップ(理事長)である片山英気氏は同監査法人を再建することは困難と判断し、みすずの解散を2007年2月に決めた。

V 非訴訟社会における監査手法

日本でも監査法人に対する訴訟が増えはしているが、米国のような訴訟社会ではない。むしろ当 事者同士の和解を勧める非訴訟社会といった方が正しいだろう。非訴訟社会である日本に適合した 監査手続を考える場合に、抑えるべきポイントがいくつかある。

まず、日本人の国民性である。「国民性」とは、大多数の国民に共通する性格のことである¹¹。高野は文化を「本質論」や「決定論」で捉えることに異議をもっている¹²。ここに文化とは、服装や髪形、生業や社会制度、あるいは、建設物や芸術作品といった外形的なものではなく、人間の心の中にあって、外形的な文化を生み出すもととなると考えられている精神文化である¹³。

ここで高野がいいたいことは、人間の行動は、「かならず正確に対応した行動をとる」という膠着したものではなく、人間は、たいがい、そのときの状況に応じて、行動を柔軟に変化させることができるということである 14 。つまり、高野は、日本文化もそのときの状況で柔軟に変化し、硬直的に集団主義的に日本人は行動するとは一概にいえないことを強調する。

日本人は集団主義的な国民性を持っている。一方、アメリカ人は個人主義的な国民性を持っているといわれている。人の行動は、その性格によって決定される。国民の行動は、その国民性によって決定されることになる。日本企業の行動は、日本人の持つ集団主義的な国民性により、集団主義あるいは家族主義的にふるまう(図表3を参照のこと)。一方で、アメリカ企業は、アメリカ人の持つ個人主義的な国民性により、個人主義的にふるまう(図表4を参照のこと)。



11 高野(2008)、277頁。高野は日本人論では、「日本人は、集団主義的な国民性をもっているので集団的にふるまい、アメリカ人は、個人主義的な国民性をもっているので個人主義的にふるまう」と考えられていると指摘する。 12 同上、250頁。「本質論」は、どの文化にも、それを独自の文化たらしめている本質的な特徴があり、日本人の本質的特徴である集団主義は変わることなく存在しつづけるはずとの宿命論的な考え方である。一方、「決定論」は、集団主義を本質とする日本文化のなかで育った日本人は、その思考も行動も、かならず集団主義的に

図表 4 日本企業と米国の企業の国民性

なるはずだという考え方である。 ¹³ 同上、250~251頁。

¹⁴ 同上、277頁。

日本企業が集団主義的になるのは、日本人が集団主義的であることに起因していることは確かであるが、日本企業が従業員を重視し、家族経営を大切にすることで従業員に一体感が生まれ、集団主義的になっていく要因であると考えられる。逆にアメリカ企業は従業員よりも株主を重視する。しかし、従業員はいつ会社を解雇されるかどうかわからないことから従業員は組織の一員ではありながらも、会社に忠実ではなく個人主義的になると思われる。

リスクアプローチ監査は、米国のような訴訟に対応する監査手法として開発された。訴訟に勝つ リスクアプローチ監査は、日本の監査法人が採用する重要な手法として適合しているのだろうか。 また、訴訟に勝つことを前提としたリスクアプローチ監査は、本当に投資家のための監査といえる のだろうか。あるいは、リスクアプローチ監査が投資家のための監査でないとしたら、誰のための 監査だろうか。

リスクアプローチ監査手法は日本において何の疑問も抱くことなく大手監査法人を中心に導入されたのである。リスクアプローチ監査を1991年(平成3年)の監査基準の改訂に際して導入した理由としては、アメリカ監査基準や国際監査基準において新たな監査手法としてすでに導入され、確立していることが挙げられる。国際的な監査基準とのコンバージェンス(収斂)するためにも、日本においてもリスクアプローチ監査を導入することは必要不可欠であると考えられたのである。しかし、本当にそれでよいのであろうか。これらの監査手法が日本においても優れた監査手法といえるかを十分に再検討することが必要である。公認会計士の川口は、2005年(平成17年)の監査基準の改訂の前文に記載されている「平成3年の監査基準の改訂でリスクアプローチの考え方をとり入れたところであるが、なおも我が国の監査実務に浸透するに至っていない」という文章を取り上げ、実務サイドからは、制度が先行するスピードが速く、十分にキャッチ・アップしきれていない状況が一部にあることを危惧している¹⁵。

実際にリスクアプローチ監査はビジネスに注目して、ビジネス・リスクアプローチ監査に監査基準が2005年に改訂された。ここにビジネス・リスクとは、事業目的の達成を脅かすリスクのことをいう。ビジネス・リスクに基づいた方がより効果的・効率的に監査を実施できる。そのためビジネス・リスクを、もっと明示的に把握しようという動きが出てきている¹⁶。従来のリスクアプローチ監査でいわれていた固有リスク、統制リスクを捕捉、認識するために、まずビジネス・リスクの分析から入る方法をいう。監査の実施段階では、経営者である社長はもちろんのこと、管理部門、営業部門、製造部門などの担当役員などの責任者にも質問の範囲を広げて、経営幹部と同じ目線でビジネス・リスクを評価し、それに起因する不正リスクを認識する手法である¹⁷。

しかし、この修正リスクアプローチ監査では、どこにリスクがあるか調査することが容易ではな く、ジュニアはもちろんのこと、シニア会計士でもリスクの調査をそれを行うことは難しい。まさ

¹⁵ 川口 (2009)、137頁。

¹⁶ 浜田 (2008)、155~156頁。

¹⁷ 浜田 (2008)、156頁。

にマネジャー以上の役職の監査人が行う必要がある。だがもう一つ問題なのは、若手のパートナーならリスクアプローチ監査の監査計画を作成できるが、ベテランの会計士の中には過去の監査手法が身についているため、リスクアプローチ監査を十分に理解できないという人もいる。リスクアプローチ監査が導入されてずいぶん経つがいまだリスクアプローチ監査は試行錯誤の状態である¹⁸。

また、米国は競争社会であり、一方で日本は談合社会である。よく話題になるのは、建設談合や官製談合であるが、その他にも談合は多く存在している。日本的経営の特徴の一つである企業内組合も、企業の経営者と労働組合側との談合が存在するとよくいわれる。確かに労働組合の幹部から、経営トップになる例があり、経営者と労働組合には何らかの深い絆が少なくないと考えられる。リスクアプローチ監査はこのような競争社会における監査手法ともいえる。競争社会でない日本において、従来型の監査を放棄し、リスクアプローチ監査を日本の監査手法とすることが適切であったといえるのだろうか。競争社会であれば、監査法人が行った監査手法に対して財務諸表に重要な虚偽記載があったとして競争に負けた人が訴訟を起こした時に、原告が納得できるように対処するリスクアプローチ監査が必要になろう。だが日本のように談合社会ともいえる競争のない社会では、リスクアプローチ監査は適切な監査手法とはいえないのではないだろうか。

リスクアプローチ監査は誰のための監査だろうか。どう考えてもアメリカの監査は監査人のための監査になっているのではないだろうか。なぜなら、訴訟に負けないという要請から生まれた監査手法だからである。確かに一見、重要な虚偽表示リスク (RMM) をチェックするので投資家保護を目的としているようにみえる。しかし、あくまでリスクアプローチ監査の一番の目的は監査人の保護である。

監査人が訴訟で訴えられない監査手法を確立したいと米国の監査事務所は考えたのである。確かに監査事務所はデープポケット(deep pocket)であるので、投資家や株主は監査事務所を狙い撃ちして監査事務所の築き上げた財産を得ようとして、それを実行してきたのである。監査事務所にとっても、こうした問題のある投資家や株主からターゲットにされ、骨の髄まで取られてしまうことは耐えきれない。しかし、従来の監査手法でいくら適切な監査手続を実施したといっても、会計や監査に関して素人である陪審員を納得させることは困難だった。そのため、監査事務所は訴訟に敗訴することが多かったのである。

何故、監査事務所が訴訟で負けるのかといえば、試査による抜き取り検査であるため、抜き取りで発見できなかった不正や誤謬が監査リスクとして残ってしまっていたからである。そこで監査事務所は生き残りをかけて新たな監査手続を開発する必要性に迫られていた。

リスクの高い項目に重点的に監査資源を投入し、リスクを徹底的に潰すという監査手法であり、 陪審員にとっても納得することができるものだった。しかし、誤ってはいけないのは、これが本当 に優れたすぐれた監査手法であるかという点である。なぜなら、リスクの高い項目について徹底的

¹⁸ 柴田 (2007)、74~75頁。「日本公認会計士協会の品質管理レビューの結果でも、ビジネス・リスクアプローチが有効に機能していないと指摘されることが多い。|

に監査を実施することは当然であり、何ら誤りではない。だがどの項目のリスクが高い項目あるか 認識することは簡単なことはない。いやむしろ非常に難しいといえる。陪審員の中にはリスクの高 い項目について監査をしましたといえば納得する人がいるだろうが、監査人が本当にリスクが高い 項目に関して監査を実施したといえるかどうかといえば、大いに疑問である。

Ⅵ むすびとして

リスクアプローチ監査は不正摘発のための監査としては十分に機能せず、監査事務所が訴訟から 身を守るための監査手法ではないかと考察してきた。

日本のような非訴訟社会においては、リスクアプローチ型の監査よりも、万遍なくすべての勘定 科目を検証する従来型の監査の方が適合しているように思える。しかし、明らかに金額的に重要性 がない勘定科目まで詳細に監査手続を行う必要はないことも確かである。

よく現代監査において、監査計画の段階で選択した監査手続、監査範囲など監査の大部分のことを決定するため、監査計画の比重が高くなり50%以上、いや70%近くが全体の監査業務のうちで必要であるといわれている。しかし、これに関してはもう一度考え直すことが必要である。監査計画の段階でクライアントから本年度の決算数値を入手しているのであれば、その考え方は誤りではない。だが、監査計画の段階で本年度の決算書をクライアントから受け取っていないのであれば(このような事例が一般的である)、この指摘(監査計画中心であること)は誤りであるといわざるを得ない。あくまで本年度の実績数字を根拠として監査計画は立案しなければならないからである。

財務諸表は絶対的に正しい計算書であるとはいえない。その理由は、当該財務諸表の作成に適用される一般に認められた会計原則(GAAP)は不完全なものだからである 19 。さらに種々の仮定 20 の数値が使用されており、経営者の主観的な判断が財務諸表の作成には多く行使されている。

つまり、会計上の不正や誤謬が入り混じっているのである。しかし、財務諸表上に金額の規模の 大きな不正や誤謬が存在することは許されない。したがって、監査手続としては大きな金額の不正 や誤謬は発見・防止しなければならない。もしそうしなければ、誤った財務諸表の数字を見た投資 家などの企業の利害関係者は誤った投資意思決定を行い、最終的に巨額の損を出してしまうことに なる。

監査法人はこうした不正を発見・防止する監査手続を開発し、実施しなければならない。では、 その不正の発見・防止の監査手続とは、どのような概要であろうか。

¹⁹ R.K.マウツ&H.A.シャラフ (近澤弘治監訳) (1987)、217~228頁。

²⁰ 減価償却計算に使用する耐用年数や残存価額、あるいは退職給付引当金の計算に使用される残存退職年数などは典型的な仮定である。

そこで最後に重要な不正の発見・防止の監査手続に関する筆者の試案を提示する。

- (1)キャッシュ重視の監査を行う²¹。 現金=利益+減価償却費]であるから、当該算式を次のように 展開し、利益=現金-減価償却費]を計算し、損益計算書の利益と一致するか、あるいは一致し ない時には、その内容を検証する。
- (2)貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書のそれぞれ前期と当期の数値の期間比較を行い、大きな差異が発生している勘定科目に関しては、クライアントの担当者に質問するなど、差異内容に問題がないかを検証する。
- (3)連結の範囲に問題がないかを調査する。これは「連結外し」がないかを検証するためである。
- (4)循環取引が行われていないかを調べる。そのために重要な取引先への売上が急増していないかを検証する。外部に不正処理の協力者が存在しているケースが多いことが、粉飾の発見を困難にさせていることが、最近判明した会計不正で明らかになっている²²。
- (5)会計方針の変更がある場合には、その理由が妥当であるかを調査する。また、影響額がどの程度かに関しても検証する。
- (6)滞留売掛金に関して、年齢調べを行い、その回収可能性と引当金の妥当性を吟味する。
- (7) 在庫金額の妥当性を検証する。棚卸立会は、クライアントの倉庫を行うだけでなく、必要ならば、営業倉庫²³に関しても実施する。
- (8) 売上原価はその詳細がブラックボックス化しているので、十分に検証することが必要である。
- (9) 売上に関して押込み販売が行われていないかを決算日直前における多額の売上をチェックする。
- (10) 支払利息をチェックし、借入金の総額を想定し、借入金の帳簿金額との間に大きな差異金額がないかを検証する。これは負債の網羅性を調べるための監査手続である。
- (11) クライアントの社風 (企業風土) を調査し、会社の従業員は自社をどう考えているのかを調査する。また、社風が会社経営にどのような影響を与えているかを検討する。
- (12)経営者の出身の部署を質問等で調査し、何故、社長となったのか、社長の性格、派閥の存在等を調べる。代々、経営者不正を行っているときは、長年に亘り前の経営者から不正についても引き継いでいることが多い。経営者の担当部署の監査を行うことが望ましい。経営者の性格等が企業風土の形成に大きな影響を与えている。
- (13)過去の監査調書をチェックし、過去に不正が行われた事実があったのかを調査し、現在は同

²¹ 柴田 (2007)、14~15頁。

²² 浜田 (2008)、176~177頁。浜田は、「メディア・リンクス、アイ・エックス・アイまどのソフトウェア業界で、また最近では、加ト吉など別の業界でも発覚した架空循環取引は、まさに外部の協力者がいなければ成り立たないものです。」と指摘している。

²³ 倉庫会社に預けている棚卸資産の金額は、在庫証明書をクライアントが入手するので、棚卸立会を行わないのが一般的だが、現地で棚卸資産の状況を見れば滞留状況や評価減の必要性等に関する情報が入手できるので、監査人が行くことが望ましい。

様な不正がないことを吟味する。

- (14)経理部長や経理担当取締役に種々の質問を行い、不正を行うような人間性でないことを確かめる。
- (15)担当しているマネジャーは、分析的手続を実施し、問題のある比率があれば、監査担当者や補助者にその旨を説明し、監査の際に調査をしてもらうようにする。また、当該クライアントの監査を担当しているマネジャーはその調査結果を監査調書の一部としてファイルしておく。
- (16) ビッグバス²⁴といわれる粉飾手法が行われていないかを検証する。このようにリストラ費用を水増ししており、将来の費用を先取りし、V字回復をしたようにみせかけているのを見破る必要がある。
- (17)経営者がワンマンか、それともサラリーマン的なのかを吟味する。さらに当期に経営者が不正を行う動機の有無を吟味する。企業の業績が悪い場合には、経営者は粉飾に手を染めてしまう可能性がある²⁵。
- (18) 監査人自らがクライアントの経営者の立場で考える。もし監査人が経営者であったならば、 どのように不正を行うかを考えて、監査人がその不正が行われていないことを検証する。
- (19) 内部監査人や監査役との連携を強化し、外部監査人として知った事項について、機密保持しなければならないものを除き、内部監査人や監査役と情報交換を行う。
- (20) クライアントの日本的経営に関する部分を認識・理解し、企業がグローバル経営の方向に進 もうとしているのか、これまでの日本的経営を維持する方向で行こうとしているかを認識する。 また、そのことが会社経営にどのような影響を与えているのかを考察する。

ここでは20項目の監査手続をランダムに羅列したが、5つのカテゴリーに分類すると次のように 整理される。

カテゴリー	監査手続(20項目)の番号
統 制 環 境	(17)、(18)
企 業 風 土	(11),(20)
監 査 技 術	(2), (12), (13), (14), (15), (19)
粉 飾 手 法	(3), (4), (5), (9), (16)
勘定項目	(1), (6), (7), (8), (10)

図表 5 不正防止・発見の監査手続

²⁴ 柴田 (2007)、15頁。ビッグバス (big bath) とは大きな風呂という意味であるが、粉飾決算で行われる場合には、旧経営者が残していった不良債権や不良在庫を新経営者が就任した際に、実際の貸倒損失や評価損以上の金額をリストラ費用化してしまうことをいう。すると新経営者が就任してから一年後の決算はすでに前期に費用化されているので、実際の費用が少なく計上されることにより、V字回復したようにみせかけることができる。日産自動車のゴーン社長がこの手法を使ったといわれている。

 $^{^{25}}$ 柴田(2007)、13頁。経営者の資質が良くても、魔が差すことがあるので、不正が行われる蓋然性をチェックする必要がある。

【参考文献】

- A.C. リトルトン、V.K. ジンマーマン(上田雅通訳)(1976): A.C. リトルトン、V.K. ジンマーマン(上田雅通訳)『会計理論 -連続と変化-』税務経理協会、1976年5月。(A.C. Littleton, & V.K. Zimmerman, 1962 Accounting Theory; Continuity and Change: Prentice-Hall, Inc.)
- R.K.マウツ&H.A.シャラフ(近澤弘治監訳)(1987): R.K.マウツ&H.A.シャラフ(近澤弘治監訳、関西監査研究会訳)『監査理論の構造』中央経済社、1987年11月。
 - (R.K. Mautz., & H. A. Sharaf, 1961 The Philosophy of Auditing: American Accounting Association)
- 伊藤 (2012): 伊藤歩「監査法人「仁義なきクライアント争奪戦」」(特集 怯える「監査法人」)『ZAITEN 6月号』 財界展望新社、第56巻第7号通巻第689号、2012年6月。
- 川口 (2009): 川口勉『最新監査事情 -監査実務「エンロン後」の進化』税務経理協会、2009年6月。
- 監査人・監査報酬問題研究会 (2009): 監査人・監査報酬問題研究会『上場企業 監査人・監査報酬白書 2010年 度版』清文社、2009年12月。
- 柴田 (2011): 柴田英樹 『会計士の監査風土』 プログレス、2011年6月。
- 柴田(2007):柴田英樹『粉飾の監査風土 -なぜ、粉飾決算はなくならないのか』プログレス、2007年7月。
- 高野(2008): 高野陽太郎『「集団主義」という錯覚 日本人論の思い違いとその由来』新曜社、2008年6月。
- 浜田 (2008): 浜田康『会計不正 会社の「常識」監査人の「論理」』日本経済新聞社、2008年3月。
- 遠山他(2009): 遠山淳、中村生雄、佐藤弘夫『日本文化論キーワード』有斐閣双書、2009年3月。
- 守屋(2012): 守屋俊晴『監査人監査論』 会計士·監査役監査と監査論の中心として- 創成社、2012年4月。